

—景観法第8条に基づく良好な景観の形成に関する計画—

# 大阪府景観計画

【概要版】

## ■はじめに

良好な景観は、景観法では国民共通の資産であることが規定されており、国民、事業者、行政が手を携え、ともに守り、創り、育てていくべきものです。

大阪府では、「大阪府景観形成基本方針」を策定し、「美しい世界都市」の実現を基本目標に掲げ、世界に誇ることのできる魅力ある都市空間と、府民誰もが愛着を感じることのできる美しい生活空間の創造に努めることとしています。

### 景観法とは、

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律です。

### 景観計画とは、

景観法第8条の規定により、良好な景観形成を推進する区域において、区域の範囲、その区域内での景観形成の方針、建築行為等に対する制限に関する事項等を定めるものです。

大阪府では、大阪府景観形成基本方針に基づき、府域の景観づくりの上で重要な区域について、大阪府景観審議会や関係市町村、関係住民の方々の意見をお聞きしながら、順次、景観計画を策定しています。

### 建築行為等の届出制度とは、

大阪府景観計画に位置付けた景観計画区域内で、大規模建築物等の建築行為等を行う際には、景観法第16条の規定により、あらかじめ届出が必要となります。

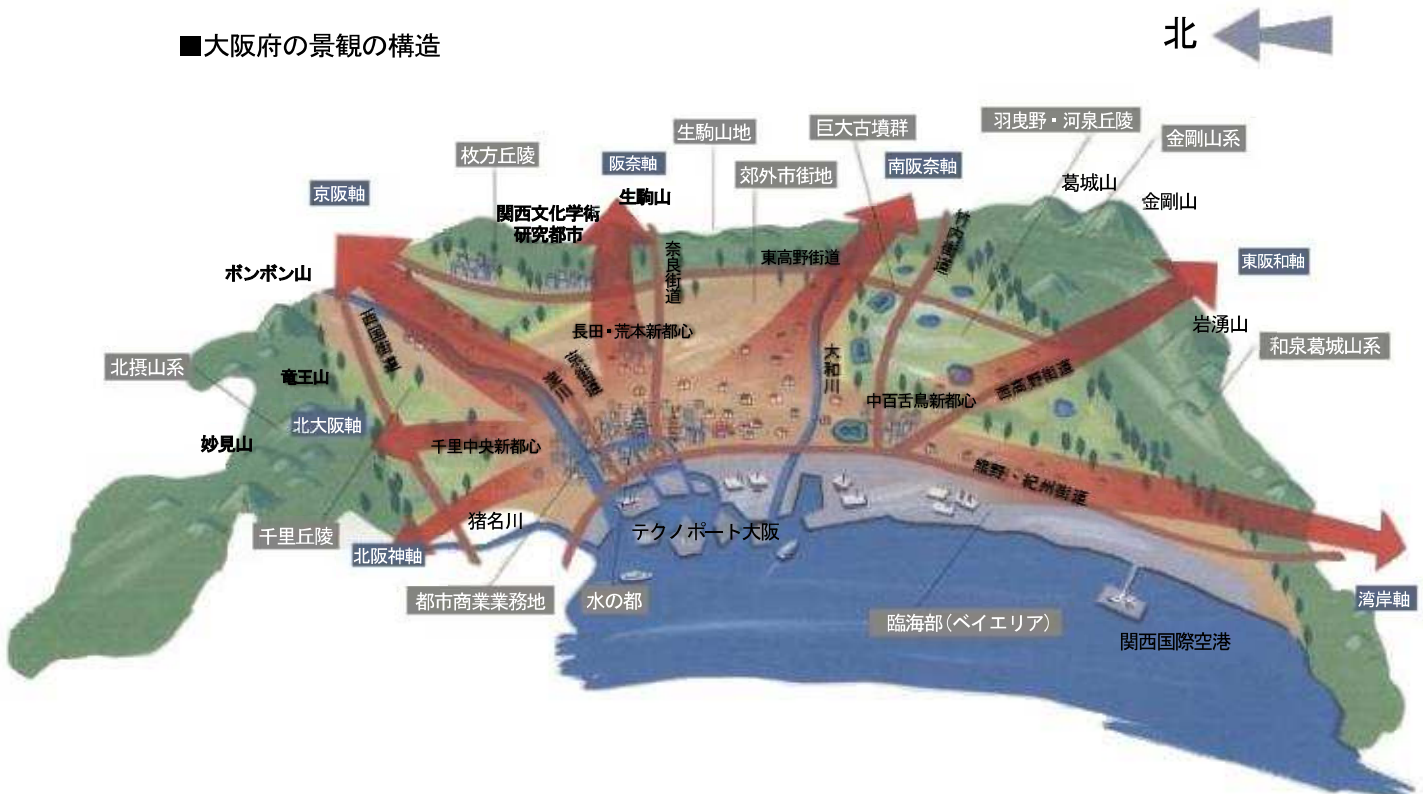
## ■大阪府の景観の構造

北摂、生駒、金剛・和泉葛城の山並み・緑地軸は大阪の北・東・南の三方を取り囲み、淀川、大和川、石川の河川軸は大阪平野を流れ大阪湾に注ぎ、湾岸軸は国際交流等の複合機能を有する地域へ展開し、大都市大阪に自然とうるおいを与える環境資源であり、大阪の市街地の背景として広域景観を形成する重要な要素です。

また、大阪の都心を中心に放射状に伸びる広域幹線道路とこれらを互いに結ぶ環状道路は道路軸として都市の骨格となり、広域景観を形成する重要な要素です。

さらに、旧街道等の歴史・文化遺産等が歴史軸として大阪府の景観を特徴づけています。

大阪府では、これら大阪の景観を形成し、特徴づける軸景観を中心に景観計画区域を指定しています。



# ■ 景観計画の区域 (法第8条第2項第1号関係)

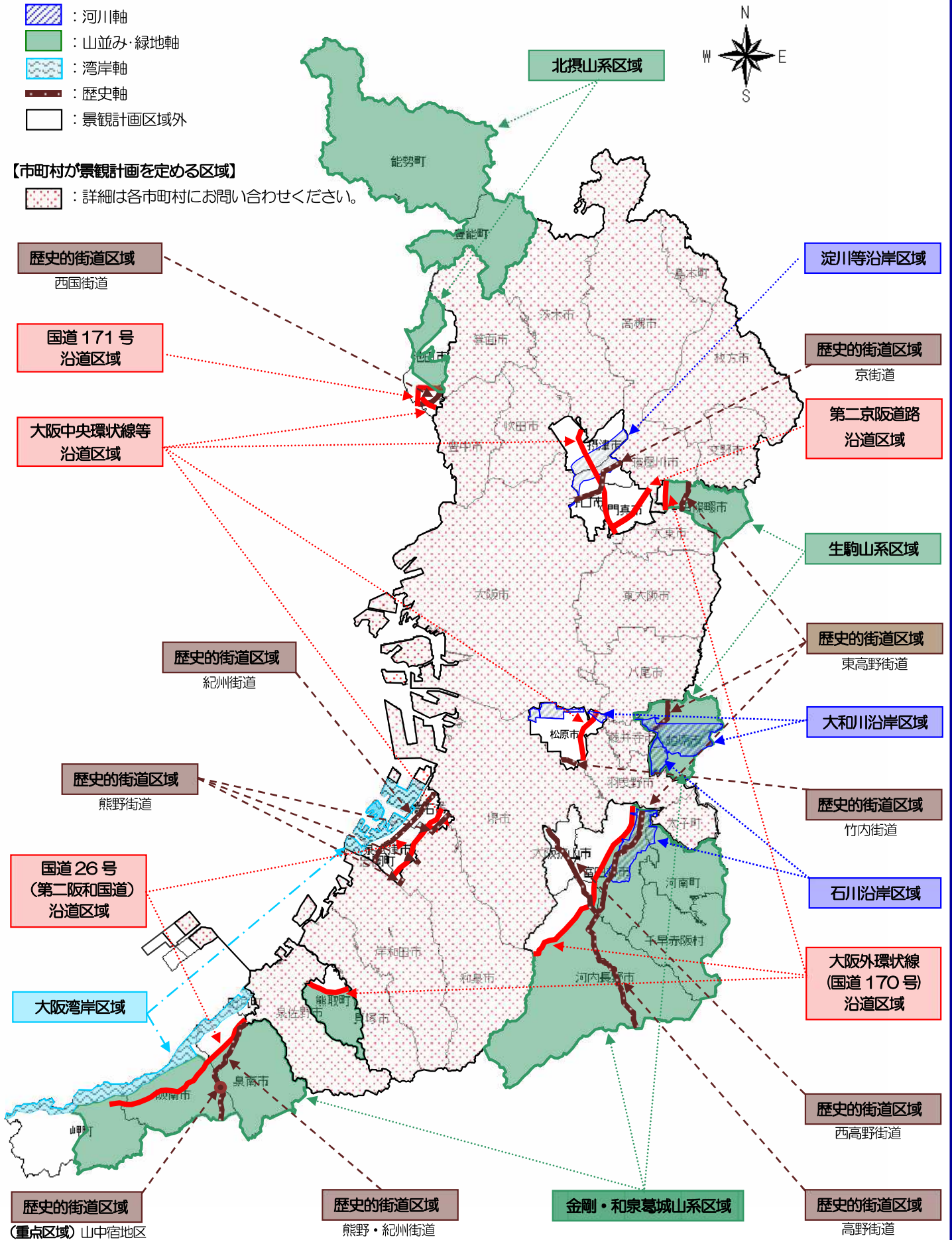
## 凡例

### 【府の景観計画の区域】

- : 道路軸
- ▨ : 河川軸
- : 山並み・緑地軸
- ▨ : 湾岸軸
- : 歴史軸
- : 景観計画区域外

### 【市町村が景観計画を定める区域】

- : 詳細は各市町村にお問い合わせください。



(1) 道路軸

景観づくりの基本方針

周辺の自然的要素、歴史文化遺産、優れた意匠の都市施設等との調和やつながりを大切にする。  
市街地においては、都市を結ぶ幹線道路の沿道として秩序ある景観づくりを行う。  
郊外においては、山並みへの眺望とみどりの連続性の確保に努める。

○国道 171 号沿道区域

【平成 20 年 10 月 1 日～】

**区域の範囲：**国道 171 号の池田市豊島南地内の兵庫県との境界部から三島郡島本町山崎地内の京都府との境界部まで及びその沿道の区域  
(道路の端から両側 50mの幅の区間を合わせた区域を基本する。)

**区域の概要：**大阪府北部の背景を成し、地域全体のランドマークである北摂山系の裾野を東西に走る中、北側に広がる山並みの眺望景観と、並行する西国街道の歴史が感じられる景観拠点が特徴的です。

**景観づくりの目標：**『北摂の緑の山並み等の自然と、都市景観が調和した秩序ある景観をつくりだす。』



○大阪外環状線(国道 170 号)沿道区域

【平成 20 年 10 月 1 日～】

**区域の範囲：**大阪外環状線(国道 170 号)の高槻市城北町二丁目及び松原町地内から泉佐野市上瓦屋地内まで及びその沿道の区域  
(道路の端から両側 50mの幅の区間を合わせた区域を基本とする。)

**区域の概要：**大阪の背景を成している生駒山系、金剛山系、和泉葛城山系の裾野を走る中、山並みの優れた眺望景観と、古墳などの歴史的な景観が特徴的です。

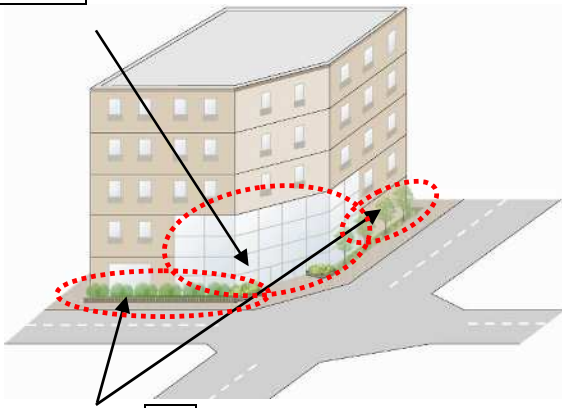
**景観づくりの目標：**『大阪の背景を成している生駒山系、金剛山系、和泉葛城山系の裾野を走り、大阪の骨格となる自然、歴史を結ぶ中において、自然環境等に配慮した景観をつくりだす。』



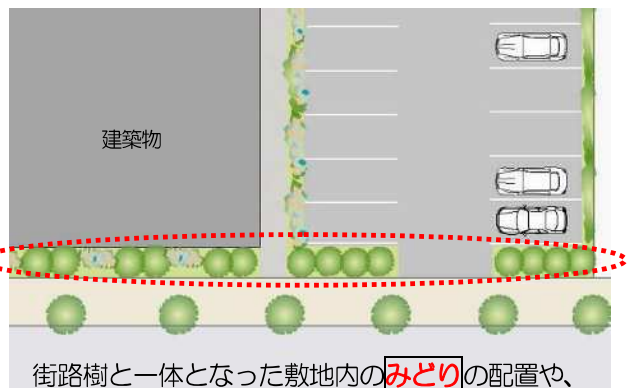
建築物の**色彩**は沿道景観として統一感をもたせる



**交差点部**の形態・意匠に変化をつける。



敷地を積極的に**緑化**してうるおいをあたえる



街路樹と一体となった敷地内の**みどり**の配置や、ドライバーからの視点を意識した、緑豊かな沿道景観を形成する

■景観計画区域の概要と景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項関係）

○大阪中央環状線等沿道区域

【平成20年10月1日～】

**区域の範囲：**大阪中央環状線の池田市住吉二丁目地内から堺市美原区丹上地内まで及び泉大津美原線の堺市美原区丹上地内から泉大津市綾井地内まで及びその沿道の区域

（道路の端から両側 50mの幅の区間を合わせた区域を基本とする。）

**区域の概要：**大阪の中心市街地と周辺山系の間にあって、北大阪の丘陵部から東部大阪、南河内、泉州地域の平野部までを環状に結ぶ中、北大阪の大阪都心部への優れた眺望、淀川・大和川の水と緑、泉州地域の田園風景等、それぞれ地域の地形的・自然的特性等にに応じた景観が形成されています。

**景観づくりの目標：**『都市の営みのなかに緑の豊かさが織り込まれた、連続性が感じられる景観をつくりだす。』



○第二京阪道路沿道区域

【平成21年1月1日～】

**区域の範囲：**第二京阪道路の門真市大字ひえ島地内から枚方市長尾東三丁目地内の京都府との境界部まで及びその沿道の区域

（道路の端から両側 50mの幅の区間を合わせた区域を基本とする。）

**区域の概要：**生駒山系の裾野を走り、東部に広がる山並みの眺望景観が特徴的です。

**景観づくりの目標：**『生駒山系の裾野を走り、「淀川のみどり」と「生駒山系のみどり」の間に新たな「みどりの軸」を形成し、京都と大阪の地域と歴史・文化を結ぶ中において、自然と都市景観が調和した景観をつくりだす。』



○国道26号（第二阪和国道）沿道区域

【平成20年10月1日～】

**区域の範囲：**国道26号の堺市浜寺船尾東一丁目地内から泉南郡岬町淡輪地内まで及びその沿道の区域

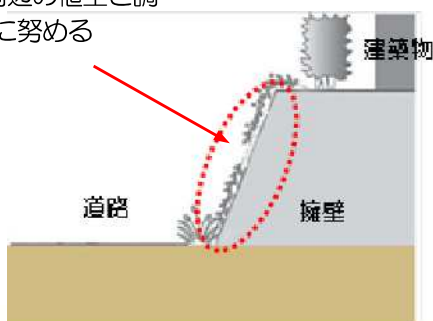
（道路の端から両側 50mの幅の区間を合わせた区域を基本とする。）

**区域の概要：**長く伸びる大阪湾と和泉葛城山系間の起伏のない平野部を大阪湾と並行して走る国道26号の沿道や周辺地域においては、泉州地域を特徴づける田園、ため池、河川空間など、水とみどり多い環境が見られます。

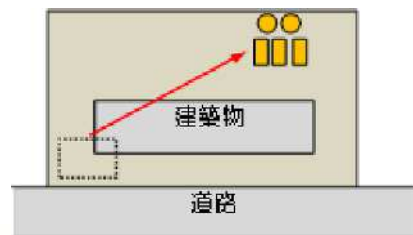
**景観づくりの目標：**『泉州地域の生活と産業を支えるシンボル軸において環境に配慮し、秩序のある景観をつくりだす。』



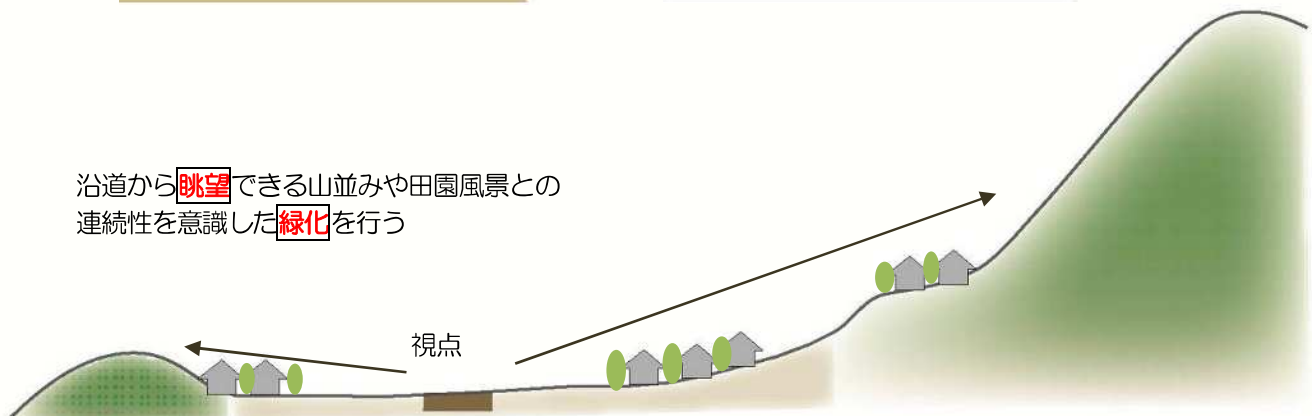
道路との法面は緩やかな勾配にし、周辺の植生と調和した緑化に努める



資材置き場や設備機器等は目立ちにくい場所に配置するなど、沿道からの見え方に配慮する



沿道から眺望できる山並みや田園風景との連続性を意識した緑化を行う



## (2) 河川軸

### 景観づくりの基本方針

水と緑の空間と、背後のまちなみや山並み等に映えるよう、対岸等からの見え方やスカイライン等に配慮すると共に、川に沿ってみどりの帯を広げ、自然を感じる生き生きとした景観づくりを行う。

川と関わりの深い周辺の歴史文化遺産等との調和やつながりを意識するなど川との関係を活かした景観づくりを行う。

### ○淀川等沿岸区域

【平成20年10月1日～】

**区域の範囲：**淀川及び桂川の河川区域及び当該河川区域に沿った区域

（河川区域の端から500m幅の区域を合わせた区域を基本とする。ただし、区域の境界付近においては、河川区域の端から500m付近の幹線道路、鉄道等を境界の目安として定めた境界とする。）

**区域の概要：**淀川は、ゆったりと流れる雄大な川面と、それを包む緑の帯が大阪平野に広がり、人々に自然の潤いを感じさせます。この大きな淀川に映えるように、郊外の整った住宅を中心とする家並み、歴史を感じる集落や田園風景、遙かな北摂や生駒の山並みなどがつくる雄大な景観が特徴的です。



**景観づくりの目標：**『自然のうらおいが感じられる、豊かな水と緑がつくる淀川の広大なオープンスペースと、それに映える美しいまちなみと山並みが織りなす雄大な景観を守り、育てる。』

### ○大和川沿岸区域

【平成22年11月1日～】

**区域の範囲：**大和川及び当該河川区域に沿った区域

（河川区域の端から500m幅の区域を合わせた区域を基本とする。ただし、区域の境界付近においては、河川区域の端から500m付近の幹線道路、鉄道等を境界の目安として定めた境界とする。）

**区域の概要：**大和川は、ゆったりと流れる川面と緑の帯が大阪平野に広がり、人々に自然の潤いを感じさせます。この大きな大和川に映えるように、富田林丘陵などの整った住宅を中心とするまちなみ、歴史を感じる集落や田園風景、遙かな生駒、金剛の山並みなどがつくる広がりのある景観が特徴的です。



**景観づくりの目標：**『自然のうらおいが感じられる、水と緑がつくる大和川のオープンスペースと、それに映える丘陵部等の美しいまちなみと遙かな山並みが織りなす広がりのある景観を守り、育てる。』

### ○石川沿岸区域

【平成22年11月1日～】

**区域の範囲：**柏原市域の大和川との合流地点から富田林市域の高橋までの石川及び当該河川区域に沿った区域

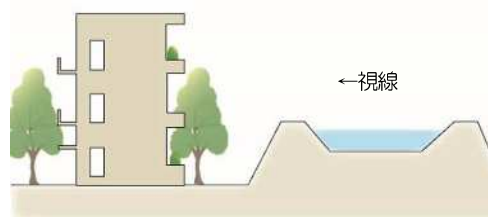
（河川区域の端から500m幅の区域を合わせた区域を基本とする。ただし、区域の境界付近においては、河川区域の端から500m付近の幹線道路、鉄道等を境界の目安として定めた境界とする。）

**区域の概要：**石川は、ゆったりと流れる川面と緑の帯が南河内地域を南北に貫き、人々に自然の潤いを感じさせます。この石川と石川から見上げる住宅を中心とするまちなみ、歴史を感じる集落や田園風景、金剛、和泉葛城の山並みや富田林丘陵などが一体となった景観が特徴的です。



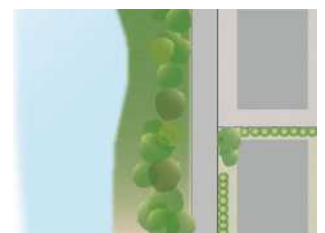
**景観づくりの目標：**『自然のうらおいが感じられる、水と緑がつくる石川と、石川から見上げる美しいまちなみや田園風景と山並みが一体となった景観を守り、育てる。』

河川からの視点を意識し、建物は圧迫感を感じさせないような**形状**、周辺や背景となる山になじむ**色彩**とする



川沿いの建物は堤防からの視線を意識し、**河川側にも顔を向ける**など水辺に配慮した意匠とする

川沿いは河川とともに潤いを感じる緑の帯となるよう、**緑化**に努める



### (3) 山並み・緑地軸

#### 景観づくりの基本方針

市街地の背景としての山系を意識した景観づくりを行う。  
 山麓や山腹の斜面においては、都市近郊樹林等の自然緑地の保全と緑豊かなまちなみ景観の創出を図る。  
 歴史的街道沿道に残るまちなみ等、山麓にある歴史的文化遺産等との調和を意識した景観づくりを行う。

#### ○北摂山系区域

【平成22年11月1日～】

**区域の範囲：**国道176号、国道171号、名神高速道路、檜尾川、JR東海道本線、府域境界線に囲まれた区域

**区域の概要：**幹線道路から見ると、五月山山頂付近のほか、山腹斜面では彩都等の大規模開発による新たな都市景観が見られ、山麓部では東側で大規模な住宅地やマンションが建設されており、奥行きのある市街地などが見られます。また、豊能町、能勢町や高槻市北部等では、南側の市街地から見えませんが、農地、集落等が互いに調和し、山並みと一体となった田園風景が見られます。



**景観づくりの目標：**『山並みの豊かなみどりを保全・育成するとともに、背景となる山並みと大規模開発が進む山腹斜面のまちなみと山麓部の奥行きのあるまちなみとが織りなす調和のとれた雄大な景観を守り、育てる。  
 また、山間部の山並みと一体となった田園風景を守り、育てる。』

#### ○生駒山系区域

【平成21年1月1日～】

**区域の範囲：**第二京阪道路、大阪外環状線（国道170号）、大和川河川区域と府域境界線に囲まれた区域

**区域の概要：**平野部の市街地から視認されやすい領域として、生駒山山頂付近、市街地に面した山腹斜面の尾根部、山麓の扇状地などがあげられます。扇状地上は大部分が市街地化していますが、山頂から山腹斜面にかけてはアカマツやコナラの2次林が育成しており、市街地からの眺望を縁取る緑の屏風として視認されています。



**景観づくりの目標：**『山並みの豊かなみどりを保全・育成するとともに、背景となる山並みと山麓部のまちなみが織りなす調和のとれた雄大な景観を守り、育てる。』

#### ○金剛・和泉葛城山系区域

【平成22年11月1日～】

**区域の範囲：**大和川河川区域、大阪外環状線（国道170号）、国道26号（第二阪和国道）、旧国道26号と府域境界線に囲まれた区域

**区域の概要：**南河内地域の幹線道路である大阪外環状線からは、金剛山山頂付近、市街地に面した山腹斜面、石川の水と緑の河川空間と石川が育んだ平野部から山麓部にかけて広がる田園風景や市街地が見られ、泉州地域の幹線道路である国道26号からは、和泉葛城山山頂付近、市街地に面した山腹斜面、海と山が近いために山系の前山となる丘陵部に広がる住宅を中心とした市街地が見られます。また、南河内地域と泉州地域を繋ぐ山間部の幹線道路沿道には、山並みと一体となった集落などが点在しています。

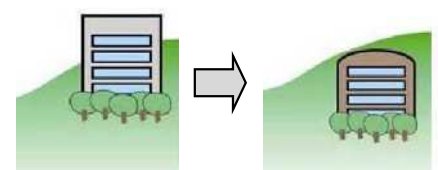


**景観づくりの目標：**『山並みの豊かなみどりを保全・育成するとともに、背景となる山並みや石川が育んだ田園風景と山麓部、丘陵部、山間部のまちなみが織りなす調和のとれた雄大な景観を守り、育てる。』



沿道に立地する建築物は、敷際等の緑化を図り、山並みの緑との連続性の確保に努める

建物は背景となる山や周辺の田園風景と調和させるような色彩とする



建物の形状は圧迫感を感じさせない、稜線を遮らないなど視点場からの眺望を意識する

## （4）湾岸軸

### 景観づくりの基本方針

湾岸地域に立地する施設は、海辺を意識した景観づくりを行う。

湾岸北部では、海外からの玄関口を意識した景観づくり、人々が憩える景観づくりを行う。

湾岸南部では、水辺とふれあえる海浜公園、自然海岸などの保全とこれらの親水空間との調和を意識した景観づくりを行う。

### ○大阪湾岸区域

【平成23年11月1日～】

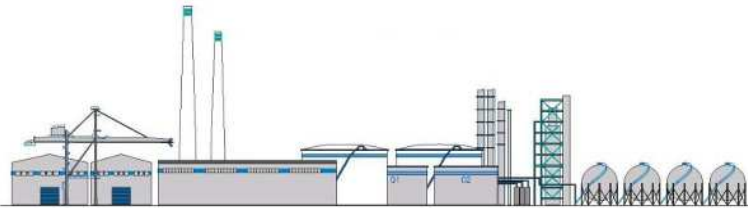
**区域の範囲：**関西空港自動車道より北側：大阪臨海線、（都）泉佐野土丸線、市道みなとりんくう線より海側の区域（大阪臨海線より山側のりんくうタウン区域を含む。）



関西空港自動車道より南側：北方面から市道みなとりんくう線、（都）羽倉崎嘉祥寺線、（都）堺阪南線、南海本線、市道尾崎港線、市道尾崎黒田南線、市道尾崎下出線、（都）国道26号線、岬加太港線より海側の区域（関西空港島及び連絡橋を除く。）

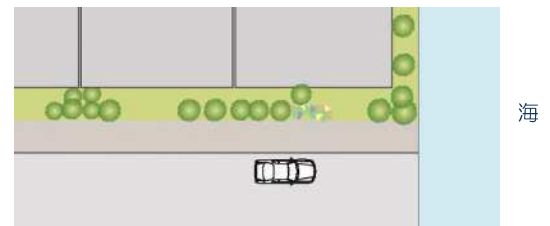
**区域の概要：**大阪の湾岸部は、大阪の西部を占める地域で、産業系を中心とする施設の立地を目的とする埋立地が大部分を占め、港湾機能も合わせもっています。また、商業・業務地、住宅地、漁港、マリナー、空港、公園、海水浴場、自然海岸などもあり、幅広い顔を持っています。

**景観づくりの目標：**『海外からの玄関口にふさわしい魅力ある湾岸部の都市景観、産業景観をつくりだすとともに、海への魅力的で開放的な空間を形成する。また、湾岸北部では、港湾の良好な景観整備や親水空間づくりが進められており、人々が憩える魅力ある湾岸景観の創出を目指すとともに、湾岸南部では、水辺とふれあえ、みどり、自然景観等に映えるような雄大な湾岸風景を守り、育てる。』



沿岸部に立地する建物の**色彩**は、周辺のまちなみとの調和を大切にしつつ、湾岸においてアクセントとなる、海辺の景観にふさわしい色調とする。

道路沿いや海沿いにおける**緑化**により、自然環境と一体となった湾岸風景づくりに努める



## （5）歴史軸

### 景観づくりの基本方針

歴史的街道沿道であることを意識した景観づくりを行う。

伝統的なまちなみが残る区域については、各地域の特色や歴史を読み取るとともに、周辺のまちなみとの調和に配慮した景観づくりを行う。

### ○歴史的街道区域

【平成24年6月1日～】

**区域の範囲：**大阪府域の歴史的街道（西国街道、京街道、東高野街道、西高野・高野街道、竹内街道、紀州街道、熊野街道）及びその沿道の区域（道路の端から両側10mの幅の区間を合わせた区域とする。）、重点区域は山中宿地区とします。



**区域の概要：**宿場や農村集落など古くから市街地が形成された地区が街道沿いに点在し、現在でも歴史的な雰囲気の色濃く残る地区が数多くあります。

**景観づくりの目標：**『沿道のまちなみや道標など歴史的な雰囲気を有する文化資源（歴史的資源）を活かした景観づくりを行う。また、地域の伝統的な雰囲気のみならず（伝統的まちなみ）との調和や街道としてのつながりを意識した景観づくりを行う。』



その地域の伝統的な様式や緑の多い環境など各地域の特色や歴史を読み取り、周辺のまちなみと調和した景観づくりを行う建築物等の形態、仕様、素材、色彩などは、伝統的なまちなみとの調和に配慮し、景観を損なわない工夫に努める



●行為の制限に関する事項の概要

屋上附帯物

高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。

屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。

色彩

外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとしな

- ・山並み・緑地軸では、背景となる山並みと調和させること。
- ・湾岸軸では、海辺の景観と調和させること。
- ・歴史軸では、歴史的資源や伝統的なまちなみに配慮すること。

外壁

長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。

- ・湾岸軸では、凹凸化、アクセントとなる色彩の使用なども考慮すること。
- ・河川軸、湾岸軸では、対岸等からの見え方やスカイラインに配慮すること。
- ・山並み・緑地軸では、背景となる山並みに配慮すること。

意匠

周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。

- ・歴史軸では、歴史的資源や伝統的なまちなみに配慮すること。

外壁附帯物

ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。

屋外階段は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。

エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。

屋外附帯物

駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。

湾岸軸で受水槽、変電設備、プラント設備及び資材置き場等を設ける場合は、できる限り道路、親水空間等の公共の場所から目立ちにくい位置に配置し、又は植栽等により遮蔽するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。

敷地内の緑化

道路、水辺に面する敷際には、緑を適切に配置する。  
緑の配置に際しては、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。



※歴史軸の重点区域では、よりきめ細やかな配慮が必要です。

【山中宿地区に適用】

色彩：外壁、屋根及びシャッター等の基調となる色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等周辺の伝統的なまちなみに調和したものとする。

外壁：壁面の位置、外壁の仕上げ、開口部などは周辺の建築物との連続性に配慮する。木、石、漆喰などの伝統的素材、又はそれらと調和するものとする

屋根：原則、勾配屋根とするとともに、1階部分には、庇を設けるなど、周辺のまちなみとの連続性に配慮する。

意匠：伝統的様式（格子戸、むしこ窓等）、又はそれらと調和するものとする。

屋外広告物：建築物や周辺の伝統的なまちなみと調和したもので、必要最小限の大きさ・数量とするよう努める。

口工作物の行為の制限に関する事項

上記事項のうち、「色彩（湾岸軸では、タンク等は色彩緩和可）」「外壁」「意匠」「敷地内の緑化」とする。

●色彩基準

【道路軸、河川軸、山並み・緑地軸、歴史軸】

- 計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- 外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等などの存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁基本色）

- ① R（赤）、Y R（橙）系の色相の場合、彩度6以下
- ② Y（黄）系の色相の場合、彩度4以下
- ③ その他の色相の場合、彩度2以下

※JISのマンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・外壁各面で1/3以下の面積でサブカラーとして使用する場合（歴史軸の重点地区を除く）  
※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
- ・外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合  
※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1/3以下とすること。
- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

○歴史軸の重点区域では、外壁、屋根及びシャッター等の基調となる色彩は、派手なものとはせず、白、黒、灰色等の無彩色や濃茶等周辺の伝統的なまちなみに調和したものとする。

【湾岸軸】

- 計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- 外壁及び屋根（阪南市・岬町は外壁のみ）については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁・屋根基本色）

- ① R（赤）、Y R（橙）系の色相の場合、彩度6以下、明度9未満
- ② Y（黄）系の色相の場合、彩度4以下、明度9未満
- ③ その他の色相の場合、彩度2以下、明度9未満
- ④ 無彩色の場合、明度9未満

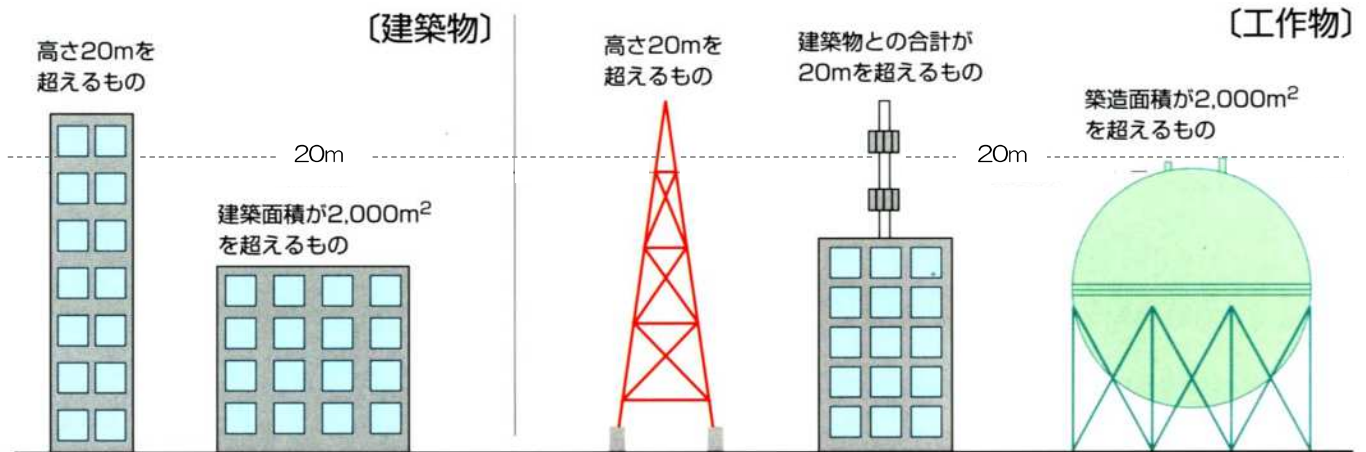
※JISのマンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・外壁各面で1/3以下の面積でサブカラーとして使用する場合  
※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
- ・外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合  
※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1/3以下とすること。
- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合
- ・知事が地域の魅力向上につながる施設として認める場合（公共又は公益的施設、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物に限る）又は機能上やむを得ない施設として認める場合（阪南市・岬町は除く）
- ・地区計画等において色彩基準を設ける場合（阪南市・岬町は除く）

## ●届出の対象となる行為等

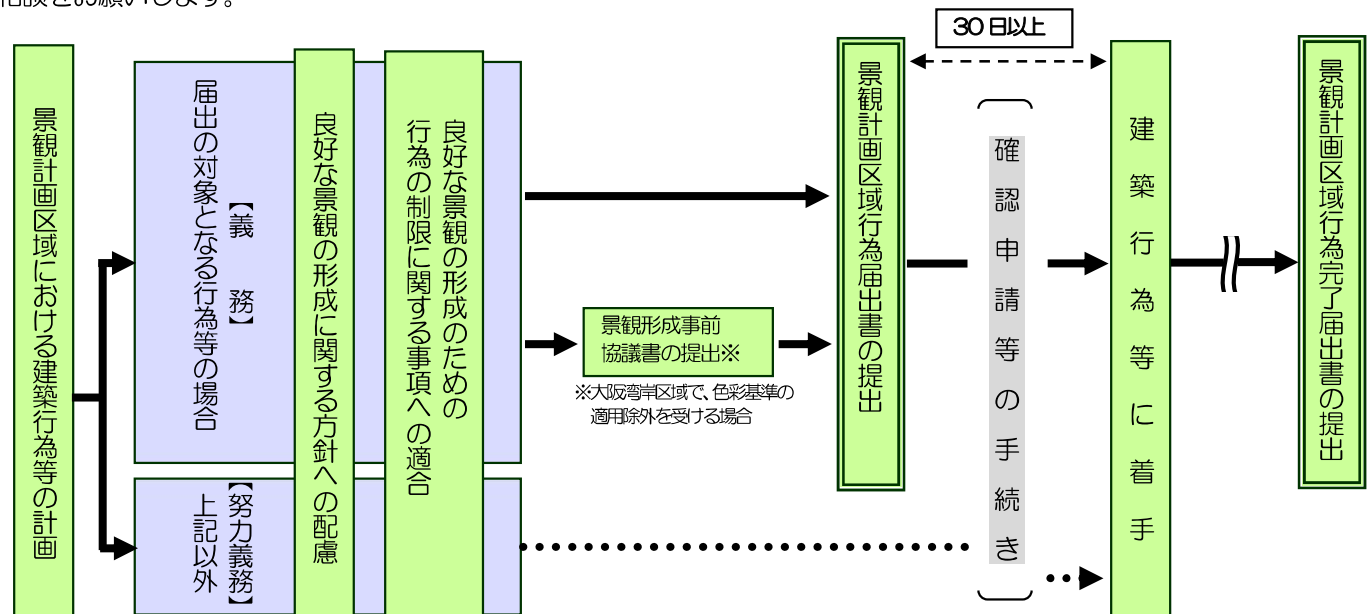
	届出の対象となる行為	届出の対象となる規模	
		道路軸、河川軸、山並み・緑地軸、湾岸軸、歴史軸（一般区域）	歴史軸（重点区域）
建築物		高さが20mを超えるもの又は建築面積が2,000㎡を超えるもの	すべての建築物
工作物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが20mを超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等	建築確認申請が必要な規模の煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔、擁壁、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物等
		高さが20m又は築造面積が2,000㎡を超える擁壁、垣、さく、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、自動車車庫の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物	垣、さくその他これらに類する工作物等
適用除外規定	湾岸軸では、建築物の増築のうち、道路境界線から10mを超える位置において、増築部分の高さが10m以内で、建築面積が500㎡以内かつ増築前の建築面積の1/10以内の場合は、届出の対象としない。		



## ●景観計画に基づく届出の流れ

建築行為等に着手する30日前までに、景観計画区域行為届出書を提出してください。

なお、計画が進んだ段階からでは変更が難しくなりますので、次の届出フローにかかわらず、できるだけ早い段階からのご相談をお願いします。



## ■景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）

### 1 景観重要建造物の指定の方針

次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められる建造物を対象に、所有者の意見を聴いた上で指定します。

- ・ 歴史的又は文化的に価値が高いと認められた建造物
- ・ 地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている建造物
- ・ 地域に広く親しまれている建造物（適正に管理されているもの）

### 2 景観重要樹木の指定の方針

次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められる樹木を対象に、所有者の意見を聴いた上で指定します。

- ・ 歴史的又は文化的に価値が高いと認められた樹木
- ・ 地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている樹木
- ・ 地域に広く親しまれている樹木（適正に管理されているもの）

## ■屋外広告物の掲出等に関する事項（法第8条第2項第4号イ関係）

屋外広告物が景観に与える影響は非常に大きく、屋外広告物に対する規制誘導施策との連携は不可欠です。大阪府では、屋外広告物条例に基づき規制誘導を実施してきたことから、景観計画の区域においても具体的な基準については、屋外広告物条例に委ねることとしています。

※各区域の屋外広告物の規制内容については、大阪府屋外広告物条例をご覧ください。

## ■景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項（法第8条第2項第4号ニ関係）

周辺の景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、市町村が景観農業振興地域整備計画を策定する場合には、景観計画に定めた景観計画区域内における良好な景観の形成に関する方針に基づき策定するよう、調整を図ることとします。

大阪府景観計画に基づく届出制度の詳細については、下記ホームページをご覧ください。

[https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi\\_kikaku/keikan-ustukushii/keikanjourei.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/keikan-ustukushii/keikanjourei.html)

大阪府景観計画  検索

## 罰則

届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、30万円以下の罰金に処せられます。

その他、変更命令に違反した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる等の罰則があります。

問合せ窓口 大阪府 都市整備部 住宅建築局 建築環境課 住環境推進グループ  
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎 27階  
Tel 06-6210-9718 Fax 06-6210-9714  
E-mail [kenchikukankyo-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kenchikukankyo-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp)  
ホームページ [https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi\\_kikaku/keikan-ustukushii/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/keikan-ustukushii/index.html)